

観光事業者マーケティング支援業務 提案依頼書

1. 依頼者

公益社団法人 京都市観光協会（以下、「当協会」とする。）

2. 業務概要

- (1) Google My Business アカウント登録の募集支援
京都市観光協会の会員企業を含む、京都の観光客向けのサービスを実施する事業者に対して、京都市観光協会と共同し、Google My Business のアカウント登録を支援する取組を周知すること。
- (2) Google My Business アカウント登録および運用の支援
応募のあった事業者のアカウント登録、および運用について支援を行うこと。またその際、京都市観光協会の指定する Google アカウントを共同編集者として登録すること。

3. 履行期間

契約日から 2020 年 3 月 31 日まで。

4. 委託金額

上限 1,500,000 円（税込）を予定。

5. 登録目標件数

150 社以上（具体的な件数は提案をすること）

6. 応募資格

応募の資格は、法人又は法人以外の団体とし、事業を実施するうえで人的かつ財産的な管理能力を有し、かつ次の各号に掲げる条件に該当する者とする。

- (1) 事業の趣旨を十分に理解し、提案内容について公益に資する意思を持って、本事業に参加する者
- (2) 現に京都市から競争入札参加停止の措置を受けていない者
- (3) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でない者
- (4) 法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、

当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいる者

- (5) 国税及び地方税が未納となっていない者
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 応募する法人にあっては役員又は支店若しくは営業所の代表者が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当せず、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に関係すると認められない者
 - (ア) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であるとき
 - (イ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号に該当することを知りながら、当該者と契約を締結していたとき
- (8) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (9) 会計関係帳簿類として総勘定元帳及び現金出納簿を整備していること。また、労働関係帳簿類として労働者名簿及び出勤簿並びに賃金台帳を整備していること。
- (10) Google Partner バッジを保有している、もしくはそれに準ずる資格や実績等を保有していること。
 - (Google Partner バッジについて
 - <https://www.google.co.jp/partners/about/>)
- (11) 応募にあたっては、共同企業体（JV 方式）での参加も認める。なお、その場合には JV の構成団体および体制を明らかにすること。
- (12) 現在、京都市観光協会の会員であること。もしくは今後入会の意向があること。

7. 企画提案にあたっての提出物

9/13（金）午後5時までに、以下の宛先へメールにて電子データ一式を送付すること。

公益社団法人 京都市観光協会 マーケティング課 堀江宛

marketing@kyokanko.or.jp

その他の提出方法を希望する場合は、事前に協会に連絡のうえ調整すること。

- (1) 企画提案書（様式自由）
- (2) 見積書
- (3) 年間作業スケジュール

8. 成果物の納入

本業務の成果物及び納入時期は以下のとおりである。

成果物	内容	納入時期
打合せ議事録	打合せの目的、内容、次回打合せまでの業務などについてまとめたもの	随時
募集宣伝媒体	Google My Business の登録・運用支援の利用を募集するためのチラシ等の宣伝媒体（昨年度の京都市観光協会にて配布したものを、より効果的に改善したもの）	9 月末頃
運用マニュアル	事業者が Google My Business を運用していくうえで必要となる操作等のマニュアル（既存のものを最新の状況にアップデートしたもの）	随時
活動報告書	アカウント登録の進捗状況	毎月末
その他	業務の過程で発生した資料のうち、発注者が指定するもの	随時

中途成果物は、メール等を用いて電子データで納品すること。郵送、DVD-R 等の別媒体を利用する場合は発注者の許可を得ること。受け渡し手段については、別途発注者と協議すること。

9. 事業者の選定

下記の点に基づいて総合的に評価を行い、締切後 1 週間前後に選定結果を通知する。

- 募集にあたり、事業者が Google My Business の登録を行ううえでの負担感を抑えることができるか。
- 京都の観光客向けのサービスを実施する事業者に対して広く周知を行うことができるか。
- 運用支援の内容が適切か。また実現性が高いか。
- 目標件数に対するアプローチ方法や計画が適正か。
- 費用が適正か。

10.その他

10.1. 実施体制

- (1) 本業務の実施に当たっては、受託者側でプロジェクトマネージャを設置して、プロジェクトの進行管理を行うこと。
- (2) 京都市観光協会との窓口はプロジェクトマネージャが行うこと。
- (3) 作業中に生じる問題整理やその解決に向けて適切な課題管理を行うこと。
- (4) 会議を実施した際には、会議後 1 週間以内に議事録を作成し、提出すること。

10.2. 事業実施にあたり

本業務に関わる費用に関しては、京都市観光協会が全額負担していることとし、登録事業者からは当該業務範囲内について追加の徴収を行わないこと。

10.3. 作業場所等

- (1) 作業場所及び開発環境等必要な機材については、受託者において用意すること。
- (2) 京都市観光協会が承認した作業場所以外で業務を行わないこと。
- (3) 京都市観光協会内において作業を実施する場合は、作業内容及び作業日程、作業時間について、事前に京都市観光協会の承認を得ること。

10.4. 秘密保持義務

本業務に携わる者は、個人情報等の管理を適正かつ厳格に行い、事業の遂行を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とすること。

10.5. 知的財産権等の取扱いについて

本業務によって新たに作成される成果物に関する知的財産権等の取扱いは、次の各号によるものとする。

10.5.1. 契約に関する開示情報等の取扱い

受託者は、委託契約に関して当協会が公開した情報等及び本契約履行過程で生じた成果物等に関する情報（公知の情報等は除く。）を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。ただし、当該情報を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に当協会の承諾を得るものとする。

10.5.2. 知的財産権の帰属等

- (1) 受託者は、導入業務の成果物に関する一切の権利（著作権法（昭和 45 年法律第 48

号) 第 21 条から第 28 条までに規定する権利を含む。) を、無償で当協会に譲渡するものとする。ただし、導入業務の成果物のうちプログラムの構成部品であるルーチン、関数、モジュール、型等 (以下「プログラム構成部品」という。) で、受託者が従来から権利を有していたものについては、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は当協会に対し、当該プログラム構成部品について、当協会及び当協会が許諾した第三者が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

- (2) 受託者は、成果物に関する著作権者人格権 (著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利) を行使しないものとする。
- (3) 成果物に第三者が権利を有する著作物 (以下「既存著作物」という。) が含まれている場合は、当協会が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な経費の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続を受託者が行う。この場合、受託者は当該契約等の内容について事前に当協会の承諾を得ることとし、当協会は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用する。
- (4) なお、本契約に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら当協会の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理するものとする。当協会は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じる。

10.5.3. 産業財産権の帰属等

- (5) 委託契約を実施することによって新たに発生した産業財産権は、当協会に帰属するものとする。
- (6) 受託者は、第三者の産業財産権又はノウハウ (営業秘密) を実施又は使用するときは、その実施又は使用に対する一切の責任を負うものとする。
- (7) 委託契約に基づく作業及び成果物に関し、第三者との間に産業財産権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任及び負担において一切を処理することとする。当協会は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

11.問合せ先

公益社団法人 京都市観光協会 マーケティング課 堀江

〒604-8005 京都市中京区河原町通三条上ル恵比須町 427 京都朝日会館 3 階

Tel 075-213-1212 E-mail marketing@kyokanko.or.jp